

中東諸国の法律・司法制度 —UAEにおけるシャリーア—

インテグラル法律事務所

弁護士 田 中 民 之

本稿ではこれまで二度にわたりサウジアラビアの司法改革について述べたが、その中で指摘したことの一つは、サウジアラビアでは法律(特に、民事商取引の基礎である財産法の分野の民法)の成文化(制定法化)が十分に進んでおらず、そのことがアブダラー国王以下の司法改革の推進者達には認識されているが、司法改革の受け手である「ウラマー(イスラーム法学者)」と呼ばれる人達のその点についての認識は十分ではなく、むしろ制定法化への反対がそれらの人達の司法改革に対する抵抗の大きな理由になっているということであった。ただそこでは、サウジアラビアにおいて成文化された民法が制定された場合に、サウジアラビアの法律や裁判制度にどのような変化がどの程度、生じるであろうかという点まで述べる余裕がなかった。

そこで今回は、サウジアラビアの隣国で、しかも比較的最近民法典を制定し、その際イスラーム法学者達にもかなり気を使った点があるこれと見受けられる UAE を取り上げて、成文化された民法を持つ UAE の法律制度の中でのシャリーア的位置(UAEの成文法の中にシャリーアのどんな規範がどのように取り入れられているのか)を、民法の規定を中心に整理してみることにした。そうすれば、サウジアラビアにおいて民法が成文化された場合に予想される変化を考える一助になるかもしれない、と思うからである。

1. 国の統治制度の中でのシャリーア (シャリーアの国法上の地位)

(1) UAE の場合

法律制度は国の統治の基本事項の一つであるから、UAEでも憲法(UAEは連邦国家なので、その「連邦憲法」)の中で、次のように定められている。

「…。シャリーアは連邦の立法のための基本的法源の1つである」(第7条)

上記の第7条で使われている「基本的法源の1つ」(“a main source of legislation”)という文言は1971年のエジプト憲法の文言をそのまま取り入れたものであるが、その趣旨は、シャリーアは「法源」(法律の制定ないしは存在の根拠)であるが「法律」そのものではない、すなわち、シャリーアは裁判規範として直接適用されるものではないということである。ただし、シャリーアは「基本的」法源であるから、これに反する法律は(他の基本的法源に基づいているのでなければ)憲法に違反する、というのが一般的解釈である。なおこの文言は、上記のように、シャリーアに反している法律でも、他の基本的法源に基づいていれば有効であるとの解釈の余地を残すので、それを嫌ったエジプトはその後1980年に、この文言を「(唯一の)基本的法源」(“the main source of legislation”)と改正しているが、UAE憲法の規定はその後変更されていない。

それではシャリーアはどのような場合に直接適用されることになるのかが問題になるが、それについては、憲法ではなく民法が次のように定めている。

「法律の規定は、その対象たる事項について、その文言と精神に従って適用しなければならない。…本法に規定が無いときは、裁判官は、シャリーアに従って判断する。…」(第1条)

上記の第1条で「本法」としているのは民法のことであるから、裁判官は民法の中に適用すべき規定があれば先ずそれを適用して判断せよ、ということであるが、それに加えて、この第1条の冒頭の文章が「法律一般」に言及する規定であること、および、民法が民事に関する法律全体の基本法であることから、この規定は、民法以外の民事法についても、その中に適用すべき規定がある場合には、裁判官は、シャリーアに先立って先ずその規定を適用すべきであるとの趣旨を含むと解釈されている。

従って、以上の両規定を纏めて解釈すると、UAEでは、①シャリーアは、制定法の根拠となる法源の中の基本的な(すなわち、最も重要な)ものの一つであるが、(憲法改正後のエジプトのような)唯一の法源ではない、②またシャリーアは、それ自体が法規範として直接適用されるべき性質のものではなくて、制定法の中に適用すべき規定がある場合には先ずその規定が適用され、制定法に規定がない場合に初めてシャリーアが適用される、というものである、ということになる。

(2) サウジアラビアの場合

それでは、民法が制定されるようになったサウジアラビアでは、シャリーアの国法上の地位はどういったものになるであろうか。それを次に考えてみよう。

サウジアラビアの民法にどのような規定が置

筆者紹介

1960年3月京都大学法学部卒業、1960年4月～1972年7月外務省勤務(この間、中東諸国においても、研修及び勤務)。1978年3月弁護士登録(インテグラル法律事務所)。中東諸国等における渉外的契約および商事紛争に関する交渉および解決を主たる業務として、現在に至る。

かれるかを勝手に想像しても意味がないけれども、少なくとも、条文として成文化された民法の規定があるのにそれを無視してシャリーアを直接適用すると考えることは常識に反すると言えるであろう。そうすると、新たに制定された民法の中に適用されるべき規定がある場合には、当然それが適用される、と考えることは許されるであろう。また、民法以外の法律についても同様に、適用すべき法規があるときは、シャリーアを直接適用する前にそれが適用されることになる(現在でも既にそうなっている)。そうすると、民法が制定されたサウジアラビアにおいては、適用されるべき制定法があれば先ずその制定法が適用され、制定法がない場合に初めてシャリーアが適用される、ということになると思われるが、これはUAEについて述べた上記②と同じ状態である。

また上記①の点については、サウジアラビアの憲法といわれている統治基本法の規定が、仮に現行のまま、

「サウジアラビアの憲法はコーランとスンナである」(第1条)

という形で維持されているとしても、この規定だけではシャリーアが直接適用されることにはならない(現在のサウジアラビアではシャリーアの直接適用が起り得るが、それは、係争事件につき適用すべき制定法が存在しない場合があるからで、この規定が存在するからではない)から、結局民法制定後のサウジアラビアにおいても、シャリーアは同国の唯一の立法上の法源であるという地位に留まる(すなわち、現在のエジプトの場合と同じような地位に立つ)こと

になると言えそうである。

実はこの状態は、(成文法たる民法がないという点を除けば)現在のサウジアラビアの状態と変わらないのである。イスラームの国ではシャリーアが直接適用されると言われることが間々あるけれども、それは、適用すべき制定法の規定が存在しないからであって、多くの制定法が定められている民事取引の分野においては、シャリーアの直接適用という事態は殆ど考えられないのが実際である。「イスラーム法学者の統治」(ヴェラーヤテ・ファギーフ)を唱えて「イスラーム革命」を起こしたイランでも、革命前に制定された民法は、親族や相続に関する規定を除いては、革命後も殆どそのまま有効であり、裁判規範として機能している。民法が制定された後のサウジアラビアにおいても、その事態(シャリーアは国の基本的法源であるが、制定法より先に適用される法規ではない)がより明確になることはあっても、シャリーアの直接適用の方向に向かうことは、考えられないのである。

2. 民事商取引法の分野でのシャリーア

(1) UAE 民法の中のシャリーア

UAE民法は1985年に制定されたもので、導入編、債権編、契約編、本来的物権編、担保物権編の5編から成っているが、日本民法に準じて整理すれば、総則編、債権編、物権編の3部構成であると考えて良いであろう。日本民法の第4編(親族)と第5編(相続)に相当する部分(いわゆる身分法の部分)は含まれていない(他の法律で定められている)。この民法は基本的には1948年のエジプト民法に倣ったものであるが、シャリーアやイスラーム法学に基づく規定を数多く含んでいる。サウジアラビアで民法が制定されたときの内容を予想することにある程度まで役立つかもしれないので、ごく一部分の極めてランダムな選択になるが、以下に幾つかの条文を紹介してみると共に、サウジアラビア

で民法が制定された場合に、どのような「判り易さ」が起こるかを予想してみる。

(A) 導入編(一般規定) 関連

先ずシャリーアそのものについては、次の規定がある。

「…本法に規定が無いときは、裁判官は、シャリーアに従って判断する。その場合には裁判官は、まずマーリク学派およびハンバリー学派の考え方に従って最善の解決策を見出し、そこに解釈根拠が見出せないときは、シャーフイー学派およびハナフィー学派の考えに従う。…」(第1条中段)

「本法の規定の理解および解釈は、イスラーム法学の理論および解釈に従う。」(第2条)

上記の第1条で規定されている学派は、何れもイスラームの多数派であるスンニー派が正当と認めている法学派である。第2条で定めている「イスラーム法学の理論および解釈」というのも、これらの「正当4法学派の理論および解釈」ということであろう。

次に導入編(一般規定)の第2章は「法律の解釈に関する法学上の格言および規則」という標題になっており、イスラーム法学上の法諺を列挙している(第29~70条)。これらの格言や規則はいずれもシャリーア解釈上の重要な原理で、民法を始めとする制定法の解釈の上でもこれらの格言や規則に従うことが要請されている。その中の幾つかを条文のままに列挙してみよう。

「法律の無知は責任を免れさせない。」(第29条)

「悪の回避は善の実行に勝る。」(第44条)

「禁止が義務と衝突するときは、禁止が優先する。」(第52条)

「物的証拠による証明は、証言による証明に等しい。」(第62条)

これらの法諺だけで適用すべき法規の解釈が

容易になるとは言えないが、少なくともイスラーム法学者達のイジュティハード（シャリーアを解釈するための努力）の向かって行く方向や目的が、非ムスリムにも判り易くなるとは言えるであろう。

(B) 債権法関連

UAE 民法は、導入編（一般規定）に続いて、日本民法でいう債権総論に当たる規定を、第1編（債権）として、また日本民法でいう債権各論に当たる規定を第2編（契約）として、夫々定めている。そもそもシャリーアには、権利を債権と物権の二つに概念分けする慣習がないのであるが、それに加えて、契約を始めとする様々な原因により発生する債権に共通して適用される「債権総論」がイスラーム法学にはなく、そのために、非ムスリムには判り難い点が多いと言われているが、UAE民法には債権総論が置かれており、それによって判り難いと言われるシャリーアの一部が判り易くなっている。この点を、シャリーアでは認められていない（あるいは不明確である）と指摘されることが多い「消滅時効」を例にして、見てみよう。先ず UAE 民法の関連規定を挙げてみる。

「権利は時間の経過によっては消滅しない。ただし、特別の規定がある場合を除いては、何らの法律的根拠もなく15年間請求がなされなかったときは、その請求を認めない者に対する申立ては認められない。」（第473条）

「以下の権利に関しては、何らの法律的根拠もなく5年間請求がなされなかったときは、その請求を認めない者に対する申立ては認められない。

- ① 医者、薬剤師、弁護士、技術士、専門家、教授、および仲買人による職業的サービスまたは費用の支払から生じた権利

- ② 義務なく支払った公租公課の返還請求権。ただし法律に別段の定めがある場合を除く。」（第475条）

「以下の権利に関しては、何らの法律的根拠もなく2年間請求がなされなかったときは、その請求を認めない者に対する申立ては認められない。

- ① 商人および職人が提供した品物に関連する権利…および、ホテルやレストランの所有者がその顧客に対して提供した部屋、食事、その他の費用に関連する権利
- ② 労働者、召使い、その他の日雇いまたはそれ以外の労働者の日当、給料その他の費用に関する権利」（第476条）

上記は UAE 民法の、第1編（債権）第2部（債権の効力）第6章（債権の消滅）第3節の「時間の経過による申立権の消滅」の中の3条をランダムに取り上げたものである（この第3節は、第473条から第488条までの16条から成っている）が、これらの3条からだけでも、UAE民法が「権利は時間の経過によっては消滅しない」という（イスラーム法学の）考え方に立ちながら、実質的に消滅時効を認めていること、および、その要件と効果とを明らかにしていることはご理解頂けると思う。サウジアラビアの民法にも債権総論に当たる規定が置かれるかどうか、消滅時効が認められるかどうか、を予想することはできないが、いずれにせよ、これらの点に関連する何らかの規定は置かれるであろうから、そのことだけでも、判り難いシャリーアの疑問点の解明に一步進むことになることは、間違いないと言えるであろう。

次に UAE 民法の第2編（契約）は、各種の契約を、①所有権を与える契約、②用益権を与える契約、③仕事に関連する契約、④偶然性を伴う契約、⑤個人的保証に関する契約の5種類に大別した上で、合計17種類（個々の契約まで

数えると更に多数)の契約について規定している。シャリーアとの関連で注目すべき規定を条文順に幾つか挙げてみよう。

まず、シャリーアが禁じている「利息」については、消費貸借の章の中で、「利息の定めは無効であるが、消費貸借契約そのものは有効である」と次のとおり規定している。

「消費貸借契約の中に、契約が本来許容するもの以上の利益が条件付けられているときは、それが貸主の権利の担保である場合を除いては、その条件は無効であるが、契約の効力は損なわれないものとする。」(第714条)

なお、この第714条が禁止しているのは民事取引における利息である。金融機関の融資を始めとする商事の取引においては、利息は、高利のものを除き、禁止されていない。このように、民事取引では利息を禁止するが商事取引では利息を認める、という規定の仕方は、クウェートの方式を倣ったものである。

この他、シャリーアではその要件や効力が必ずしも明確でなかったり、法学派によって解釈が分かれたりしている契約についても、当然と言えば当然であるが、民法で条文化されており、それによって、その要件や効力が明確になっている。その幾つかの例をご紹介します。

まずイスラーム金融で活用されているムダーラバに関しては、組合契約の中の各種の契約の一つとして規定されている(第693~709条)。

「ムダーラバとは、資本の所有者が資本を拠出し、ムダーリブが労務を提供することにより利益を挙げることを目的とする契約である。」(第693条)

「ムダーラバが有効であるためには以下の条件を満たさなければならない。

- ① 資本の所有者が委任する能力を有し、ムダーリブが受任する能力を有すること

- ② 資本が分かっており、適正に取引できるものであること
- ③ 資本が資本の所有者からムダーリブへの貸付けまたは預託ではなく、ムダーリブの債務ではないこと
- ④ 資本がムダーリブに対して現実に引渡されること
- ⑤ 当事者の利益に対する持分が確定しており、共有されていること」(第694条)

利息と並んでシャリーアで禁止されていることが広く知られているのは賭博であろう。賭博は「偶然性を伴う契約」の一つとしてUAE民法でも禁止されているが、それ以外の賞品競技は、細かい有効要件を付した上で、認められている。

「競争、射撃競技、運動競技、または体力を競う競技を対象とする賞品競技契約は許される。」(第1013条)

「賞品競技契約が許される要件は、以下のとおりである。

- ① 賞品が分かっており、それを支払う者が特定されていること。
- ② 協議の対象が十分に説明されていて、不明確な点がないこと。…」(第1014条)

「1. 賭博または禁止された競技に関する契約はすべて無効である。

2. 賭博または禁止された競技で負けて支払った者は、支払った日から6ヵ月以内であれば、別段の合意がある場合であっても、適式な方法で請求の根拠を証明して、支払った分を取戻すことができる。」(第1021条)

この他に、シャリーアではその要件や効力が必ずしも明確でなかったり、法学派によって解釈が分かれたりしている契約として、生命保険や債権・債務の譲渡などがある。これらについての規定も、以下に示しておこう。

「生命保険の保険者は、保険事故が発生したとき、または、保険契約で定めた期日が到来したときに、被保険者または保険金受取人に対して、これらの者の蒙った損害の立証を要せずして、合意した金額を支払わなければならない。」(第1046条)

- 「1. 債権・債務の譲渡は、限定的であるか、非限定的であるかである。
2. 限定的譲渡とは、譲渡人が負担している特定の債務、または、信託や保証で有している特定の物に関する債務を譲受人の責任の下におくことに限定されている譲渡をいう。
3. 非限定的譲渡とは、前項で定める特定の債務または物があるとしても、それに限定されない譲渡をいう。」(第1108条)

- 「1. 譲渡が有効であるためには、譲渡人、譲受人および譲渡の対象者が同意していなければならない。
2. 譲渡人と譲受人との間で完了した譲渡は、譲渡の対象者の同意があるまで効力が停止される。」(第1109条)

(C) 物権法関連

第3編と第4編は、日本民法でいう物権法の規定である。先ず第3編は本来的物権を所有権と所有権から派生する物権に分けて規定し、第4編は担保物権を、抵当権、質権、先取特権に分けて規定している。この物権法の分野においても、シャリーアないしはイスラーム法学の考え方が必要に応じて採り入れられ、条文化されている。

例えば、所有権の取得（発生）原因の一つとしてシャリーア独自の「シュファ（先買権）」の規定が置かれている（第1279～1306条）。

「先買権とは、共有不動産の共有者の一人が、金銭的・双務契約においては交渉で決ま

った価格で、非金銭的・双務契約においては慣習的市場価格に等しい価格で、他の共有者の持分を買い取る権利をいう。」(第1279条)

「以下の者はいずれも、先買権者とみなされる。

- ① 共有地をワクフ財産にした場合のワクフの管理者。…
- ② ワクフの期間の終了後、または、受益者がいなくなった後に、ワクフ財産の取戻権を持っている者。…」(第1280条)

「以下の者はいずれも、先買権を持たない。

- ① ワクフ設定者とその他の者が共有している共有地の一部にワクフが設定されている場合に、共有者が自分の持分を売ろうとしたときにそれを先買権で買い取ろうとするワクフ受益者。…
- ② 隣地が売却された場合の隣人。…
- ③ 共有地にワクフが設定されている場合に、ワクフに提供されていない部分が売却されたときのワクフの管理者。…」(第1281条)

シュファとは、不動産やその持分権が有償で譲渡された場合に、その不動産と一定の権利関係にある者に認められた、不動産やその持分を買い戻す権利であり、どの法学派でも認めているが、どの範囲の者にこの権利を認めるかでは、法学派によって意見が異なっている。上記の規定は、このような法学派間の争いに制定法として決着を付けたものである。

またイスラーム法学には、権利の対象である物（財物）を「物自体」と「(その物の) 用益」とに分けて考えるという特徴があるが、UAE民法はこの考え方に従って、物の用益の使用収益権（用益権）を、(所有権とは別の) 独立した物権として規定している。

「用益権とは、用益権者が他人の財物を、その元々の状態に留めたまま使用収益する

ための物権である。」(第1333条)

「用益権は、法律の適用、先買権の行使、相続、または時間の経過によって発生する。」(第1334条)

第4編の担保物権について言えば、一般に「シャリーアには抵当権がない」と言われているけれども、UAE民法は(エジプト民法に倣って)抵当権を認め、その要件や効果について規定している(第1399~1447条)。

「抵当権とは、契約に基づいて提供された不動産を、それが誰の占有下にあっても売却し、その収益金から、債権者が他の一般債権者や劣後する債権者より先に弁済を受けることを確保する目的で、その不動産の上に設定される物権である。」(第1399条)

以上のとおり UAE民法は、その要件や効力がシャリーアでは必ずしも明確でなかったり、法学派によって解釈が分かれたりしている事項について、それを条文化することによって、不明な要件や効力を明確にしており、その結果、非ムスリムには判り難いシャリーアが判り易くなっていることは、誰の目にも明らかであろう。

サウジアラビアに民法ができれば、どれだけサウジアラビアでの法規の適用が判り易くなるであろうかは、これを見れば一目瞭然である。ただし、公平の観点から付言すると、「判り易くなる」のは、法学派間にある学説上の争いを法律の文言で断ち切る結果であるが、そのような行為自体が、ウラマー(と、ひいてはシャリーア自体)の存立基盤を危うくするところのシャリーアに反する行為である、という反論が出てくるであろう。

(2) UAE 商法とシャリーア

UAEの商法は、民法の制定から8年後の1993年に、民法と同様に連邦法として制定されている。この商法の中に取り入れられているシャリーアの規定も多いが、ここでそれを示す余裕

はないので、その構成と標題のみを以下にお示しする。

導入部(商行為、商人、商業帳簿、商業施設、不正競争、商号など)

第1編：総則(商行為、商人、商業帳簿、商業施設、商号、不正競争など)

第2編：商事契約(商事債権総論、商事売買、商事担保、預託、証券市場、商事代理、商事媒介、商事運送など)

第3編：銀行業務(預金・送金、当座勘定、貸付・保証、商業手形、証券業務など)

第4編：手形・小切手(為替手形、約束手形、小切手の要件、効果など)

第5編：破産・再生(破産および再生の要件、効果、手続き、罰則など)

サウジアラビアには1931年に制定された“commercial court law”という標題の法律があり、それが同国の商法であると説明されることもあるが、何分古いものであり、この法律の規定の大部分は効力を失っていると思われる。前回の本稿で述べたように、イスラームは「商人達の宗教」の性格が強く、その法律であるシャリーアには、本来商法が対象とするべき事項に関する法規が多く含まれているけれども、新しい形の商取引に即応するには不十分、不明確な点が多いことは否定できない。また、既に述べたように、シャリーアの規定に合わせて、民事の取引では利息を禁止するが、商事の取引では利息を認めるといった、ある意味では融通無碍な規定の仕方も必要となろう。従ってサウジアラビアにおいても、民法に加えて統一された商法典を制定する必要性が大きいように思われる。UAEの商法は、その際の良い参考になるであろう。

3. UAE の裁判制度とシャリーア

制定法の整備と並ぶサウジアラビアの司法改

革の柱は、裁判制度の改革であるので、最後に、補足的になるが、UAEの裁判制度とシャリーアについて触れておくことにする。

裁判制度についてはUAEの憲法は、連邦レベルの裁判所（連邦裁判所）の構成や管轄事項などについてのみ規定し、その管轄に属さない事項は首長国の裁判所が管轄すると定める方式をとっている（第104条）。しかし同時にUAE憲法は、他の連邦国家では余り見られないことであるが、首長国の判断で首長国裁判所と連邦裁判所とを統合することも可能であると定めた（第105条）ので、自国の裁判所を連邦裁判所に統合した首長国と自国の裁判所を維持する首長国とが分かれることになった。

その結果、UAEを構成する7つの首長国のうちの4首長国（シャルジャ、アジュマーン、ウム・ル・カイワイン、フジャイラ）は、首長国裁判所と連邦裁判所とを統合する道を選んだので、これらの首長国には首長国裁判所は存在せず、憲法では首長国裁判所の管轄とされている事項も連邦裁判所が管轄して審理している。これに対して残る3つの首長国（ドバイ、ラース・ル・ハイマ、および、2006年以降のアブダビ）は自国の裁判所を保持して、連邦裁判所の管轄に属さない事項を自国の裁判所（首長国裁判所）で審理している。これら3首長国の中でサウジアラビアにとって参考になると思われるのは、伝統的性格の強いアブダビ首長国の裁判所の制度であろう。

なおUAEは連邦国家であるから、法律にも連邦法と首長国法とがある。首長国裁判所における審理手続きについては、連邦法である民事・刑事の手続法が先ず適用され、首長国の手続法は、連邦手続法に反しない限度で適用されることになる。また実体審理に当たっても、民法や商法を始めとする連邦法たる実体法が先ず適用され、首長国である実体法がある場合には、連邦法に反しない限度で適用されるということに

なる。

アブダビ首長国は2006年までは首長国裁判所を連邦裁判所に統合していたのであるが、同年に至りこれを改めて、第一審裁判所、高等裁判所、最高裁判所から成る首長国裁判所を設置した。

アブダビ首長国の第一審裁判所は、一般の民事事件を扱う部と刑事事件を扱う部、それに、結婚、離婚、相続などの家事事件を扱う部に分かれており、最後の部はシャリーアに準拠して審理することが多いので「シャリーア裁判所」と呼ばれることもあるようであるが、アブダビ首長国法に基づいて設置された普通裁判所であることにおいて、他の事件を扱う裁判所と変わりはない。民事・商事の事件では、訴訟手続きに入る前に和解や調停の手続きに付せられるのが通例である。第一審裁判所の裁判官は通常の事件では1名、大きな事件では3名である。事件の審理で特徴的なことは、裁判所の専門家（expert）が証拠の調査と報告をする場合が多いことと、証拠として採用されるのは殆どが書証で、証人尋問が行われることが少ないことであろう。

第一審裁判所の判決に対する控訴は、判決の言渡しの日から原則として30日以内に、高等裁判所に対して申立てなければならない。高等裁判所の法廷は3名の裁判官から構成される。高等裁判所の判決に対する上告の期間は、原則として60日間である。事実についての争いは上告の理由にはならない。最高裁判所の法廷も通常の事件は3名の裁判官から構成されている。

アブダビ首長国に比較するとサウジアラビアは人口でも国土でも遥かに大きいけれども、シャリーアをベースにしながら、制定された法律の定める手続きに従って裁判を行っているという点では、アブダビはサウジアラビアの先輩格である。サウジアラビアにとって、アブダビを参考にすることのメリットは大きいのではないだろうか。